

10月1日は浄化槽の日

もう受けましたか 浄化槽の法定検査

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃とは別に、法定検査を受けることが義務付けられています。

適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や、悪臭の発生などで、自然環境に悪影響を及ぼすこともあります。

県知事指定検査機関

- ▷(公社)広島県環境保全センター
(広島市安佐南区大塚西4-2-28
・☎082-849-6411)
- ▷(公社)広島県浄化槽協会
(広島市中区東平塚町3-28
・☎082-546-2168)

法定検査とは、使用開始後の検査と毎年1回の定期検査があり、県知事指定検査機関が行います。

①使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。使用開始後3か月が経過した日から、5か月以内に検査を受けてください。

申し込み方法 浄化槽設置届を提出してください。

②毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能を確認するため、毎年1回、検査を受けてください。

検査項目

- ▷ポンプの稼動状況、悪臭や蚊などの発生状況、消毒の実施状況などの確認
- ▷放流水の水質検査などにより、浄化槽が正常に働いているかを検査
- ▷保守点検・清掃の記録などのチェック

申し込み方法 県知事指定検査機関との契約が必要です。契約書は、指定検査機関に送付してもらうか、環境整備課に備え付けのものを利用してください。

Q1 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか？

法定検査は、保守点検や清掃とともに浄化槽管理者に課せられた大切な義務です。普段の保守点検・清掃が適切かどうか判定するもので、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約をしても、その目的が異なるので、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q2 法定検査を受けなかったり、受検を拒否した場合、罰則はありますか？

法定検査を受検しない場合で、生活環境の保全および公衆衛生上必要があると認められたときは、浄化槽法12条の2に基づき勧告・改善命令を行うことがあり、命令に違反した場合は罰則が適用されることがあります。罰則の有無で判断するのではなく、法定検査は管理者・設置者の義務ですので、必ず受検してください。

問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)

府中プレミアム付商品券

びんごこくふつうほう

備後国府通寶の販売を開始します

1. 申請する

申請期限 令和2年1月31日(金)

※3歳6か月未満の子どもがいる世帯は必要ありません。

2. 引換券が届く

申請から約3週間後に届きます。

※3歳6か月未満の子どもがいる世帯には9月末に発送しています。

3. 購入する

購入期間 10月1日(火)～令和2年2月28日(金)

4. 使用する

使用期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)



備後国府通寶

販売価格は1冊4,000円で5,000円分使えます。1人5冊まで。

対象 令和元年度市民税非課税者、3歳6か月未満の子どもがいる世帯
※一定の要件があります。

申請先 福祉課、
上下支所総務係

購入場所 府中市
役所、上下支所

持参するもの

現金・購入引換券・
マイナンバーカード
・免許証・保険証な
どの本人確認書類